

リニューアルしました！

オレンジカフェ事業補助金のご案内

最大:50,000円

より利用しやすい制度となるよう、補助対象者及び事業を見直すほか、文言・様式等を整理し、各補助対象経費の補助率の見直しや補助対象経費の拡充を行いました。

1. 対象団体

区内でオレンジカフェ事業を行う団体で、次の**全て**を満たす団体

- ・活動する団体の構成員が**3人以上**であること。
- ・医療もしくは介護の専門職である者、認知症サポーター養成講座の受講者等、認知症に係る知識を有する者又は認知症のある人を介護した経験を有する者を**1人以上**配置できること。
- ・適切な事業運営が確保できると区長が認める団体であること。

2. 対象事業

区内でオレンジカフェとして行う事業で、次の**全て**を満たす事業

- ・概ね月1回以上継続的に活動が行われることが見込まれること。
- ・誰もが参加することができる通いの場を提供していること。

3. 対象経費及び交付額

50,000円を限度とし、次に掲げる金額のうちいずれか最も少ない金額となります。

- ・補助対象経費の実支出額に次の表に定める補助率を乗じて得た額
- ・補助対象経費の実支出額から本補助金以外の収入を控除した額
(例) 実支出額 - (「本補助金以外の補助金」 + 「参加費」)



補助対象経費	詳細	補助率
報償費	講演会及び学習会の講師等謝礼金	10分の10
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品賃借料等	
印刷製本費	周知用チラシ、パンフレット等の印刷費	
役務費	切手・はがき代、通信料、保険料、手数料等	2分の1
消耗品費	事務用品等の物品購入費、会議費等 (単価が30,000円未満のもの)	

4. ご利用の流れ

以下のステップで申請を行ってください。

ステップ1：申請書類の提出 (以下の**7点**の書類を区にご提出ください。)

- ① 荒川区オレンジカフェ事業補助金交付申請書 (別記第1号様式)
- ② 団体の規約、会則、定款等
- ③ 団体名簿
- ④ 荒川区オレンジカフェ事業実施計画書 (別記第2号様式)
- ⑤ 荒川区オレンジカフェ事業補助金所要額調書 (申請用) (別記第3号様式)
- ⑥ 荒川区オレンジカフェ事業収支予算書 (別記第4号様式)
- ⑦ 補助対象事業の詳細がわかる資料 (写真、周知用チラシ等)

→ 区が内容を審査し、**補助金交付 (決定・却下) 通知書**を申請者に送付します。

ステップ2：請求書の提出

通知書に従い、荒川区オレンジカフェ事業補助金請求書 (別記第9号様式) をご提出ください。

ステップ3：補助金の交付

区は請求書の内容を審査し、口座振込により補助金を交付します。

ステップ4：報告書類の提出 (以下の**6点**の書類を区にご提出ください。)

- ① 荒川区オレンジカフェ事業実績報告書 (別記第10号様式)
- ② 荒川区オレンジカフェ事業実施報告書 (別記第11号様式)
- ③ 荒川区オレンジカフェ事業補助金所要額調書 (実績報告用) (別記第12号様式)
- ④ 荒川区オレンジカフェ事業収支決算書 (別記第13号様式)
- ⑤ 補助対象事業に要した費用が記載された領収書の写し等
- ⑥ 実施事業の詳細が分かる資料 (実施事業の写真、配布資料等)

ステップ5：補助金額の確定・精算

区は報告書類の内容を審査し、補助金額を確定させ、申請者に荒川区オレンジカフェ事業補助金交付額確定通知書を送付します。

確定した補助金額 = 既交付額 → 手続き完了!

確定した補助金額 < 既交付額 → 区のご案内に基づき、差額を区に返還し、手続き完了!

申請前に区にご相談ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。
申請にあたっては荒川区オレンジカフェ事業補助金交付要綱もご確認ください。

【担当】

荒川区福祉部 高齢者福祉課介護予防事業係 中田・林・直井

☎ (直通) 03-3802-4034

(代表) 03-3802-3111 (内線:2666)

✉ E-mail

kaigoyobou@city.arakawa.lg.jp

